

第 3 次文京区役所地球温暖化対策実行計画（案）について

1 趣旨

「文京区役所地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に基づき、策定している。

区は、この計画に従い、すべての事務事業に係る温室効果ガスの排出削減に取り組み、地球温暖化対策の着実な推進を図るものである。

このたび、第 2 次計画の期間満了に伴い、作業グループによる各検討会及び職員意見募集を実施し、その内容踏まえ、第 3 次計画（案）を作成した。

2 検討会議体

- ・文京区環境対策推進本部（1 回）
- ・文京区環境対策推進本部地球温暖化対策部会（計 2 回）
- ・文京区環境対策推進本部地球温暖化対策部会作業グループ検討会（計 8 回）

3 計画（案）

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

令和 2 年 3 月

計画改定

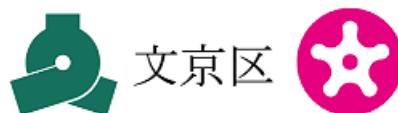
(案)

第 3 次 文京区役所
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 2 年度 ～ 令和 6 年度
(2020) (2024)



令和 2 年 3 月



目 次

第 1 章	<u>計画の基本的事項</u>	1
1	計画の目的	1
2	策定の背景	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	計画の対象範囲	3
6	対象とする温室効果ガス	3
7	二酸化炭素排出係数	4
第 2 章	<u>二酸化炭素の排出状況等</u>	5
1	二酸化炭素排出量の推移	5
2	二酸化炭素排出抑制に間接的に資する取組状況	7
第 3 章	<u>目標</u>	8
1	二酸化炭素排出量の削減目標	8
2	二酸化炭素排出抑制に間接的に資する取組	8
第 4 章	<u>環境負荷低減に向けての取組（職員の率先行動）</u>	10
1	電気・ガスの使用量の削減について	10
2	水の使用量の削減（節水）について	11
3	紙類の調達と使用量の削減について	11
4	ごみの削減について	12
5	燃料使用量の削減と次世代自動車導入の推進等について	15
6	建築・設備等について	15
7	シビックセンター及びその他の区有施設における地球温暖化対策について	17
8	その他の取組について	17

第5章	<u>計画の推進体制及び点検・評価</u>	18
1	推進体制	18
2	点検・評価	20
3	公表	20

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている区の事務事業に係る温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画として、平成22（2010）年11月に策定した「文京区役所地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）」の第3次計画として策定するものである。

区は、実行計画に基づき、温室効果ガス排出量等の削減目標の実現に向けて、様々な取組を行うとともに、実施状況を点検・公表することにより、地球温暖化対策の着実な推進を図る。

2 策定の背景

温対法第19条第2項に基づき、平成21（2009）年度に区の地球温暖化対策を定めた、「文京区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」という。）」が、令和2（2020）年3月に改定されることや、第2次実行計画の計画期間満了、計画策定以降の社会・経済状況等の変化などを踏まえ、第3次実行計画を策定する。

（1）地域推進計画（対象：文京区全域）

地域推進計画は、区の二酸化炭素排出量の削減目標や、区民・団体、事業者、区のあるあらゆる主体が、区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に取り組み、地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

地域推進計画 二酸化炭素削減目標

目標年度	令和12（2030）年度
基準年度	平成25（2013）年度
総量目標	削減率 △28%
部門別目標	民生（家庭） 1世帯当たり 削減率 △28% 削減量 △794 kg-CO ₂
	民生（業務） 床面積100㎡当たり 削減率 △34% 削減量 △3,585 kg-CO ₂

省エネルギーの推進における
区のアクションプラン

- ・暮らしにおける環境配慮行動
- ・事業活動における環境配慮行動
- ・区の率先行動
- ・周知啓発

(2) 国の動向

平成 28 (2016) 年に、国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和 12 (2030) 年度に向けた我が国の温室効果ガス排出削減目標が、平成 25 (2013) 年度比で 26%削減と定められた。

また、長期的目標として、令和 32 (2050) 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが示され、さらに、令和元 (2019) 年 6 月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定された。この長期戦略は、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げており、その早期実現を目指すとともに、令和 32 (2050) 年までに 80%の温室効果ガスの削減に取り組むことが基本的な考え方 (ビジョン) となっている。

(3) 東京都の動向

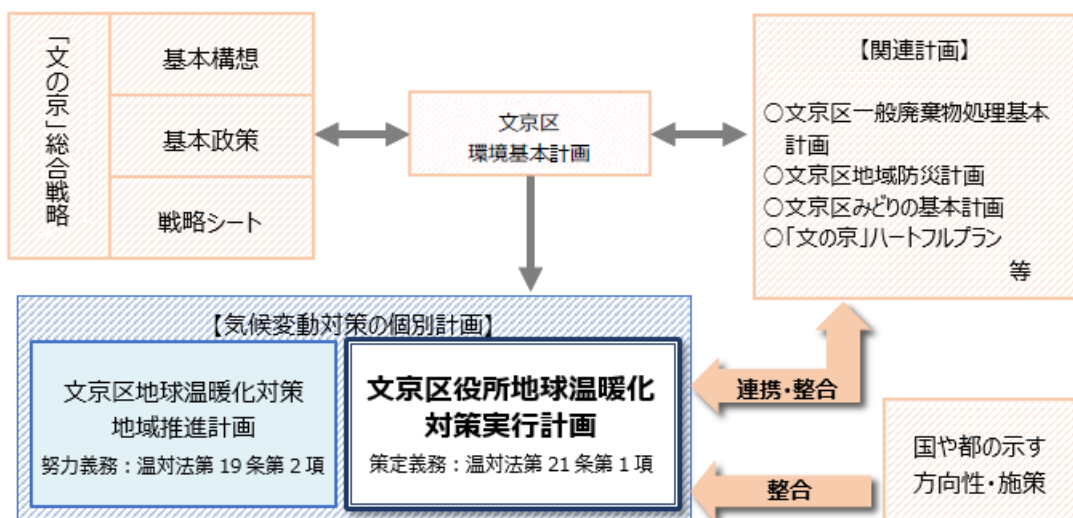
東京都は、平成 28 (2016) 年に新たな「東京都環境基本計画」を策定し、令和 12 (2030) 年までに温室効果ガス排出量を平成 12 (2000) 年比で 30%削減するという目標を定めた。この目標達成に向けた施策の柱として、スマートエネルギー都市の実現を掲げており、令和 12 (2030) 年までに再生可能エネルギーによる電力利用割合を 30%程度、燃料電池自動車 20 万台、水素ステーション 150 か所整備すること等、具体的な目標を掲げている。

また、平成 30 (2018) 年に公表された IPCC*の「1.5℃特別報告書」を受け、令和 32 (2050) 年に、CO₂実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言している。
※国連気候変動に関する政府間パネル (「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略)

3 計画の位置づけ

実行計画は、「文京区環境基本計画 [平成 29 (2017) 年 3 月改定]」の基本目標の 1 つである“未来へつなぐ脱炭素のまち～CO₂削減で地球温暖化防止～”を実現するための個別計画として位置づける。

また、地域推進計画における区のアクションプランのうち、「区の率先行動」を具現化するものとする。



4 計画の期間

実行計画は、令和元（2019）年度の現状を踏まえた上で、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年計画とする。

<参考>

文京区地球温暖化対策実行計画

第1次計画：平成13年度から平成17年度まで

第2次計画：平成18年度から平成22年度まで

文京区役所地球温暖化対策実行計画

第1次計画：平成22年度から平成26年度まで

第2次計画：平成27年度から平成31年度まで

5 計画の対象範囲

実行計画の対象範囲は、区が実施する全ての事務事業とする。
従って、指定管理者等により管理運営を行っている区有施設についても対象とする。

6 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスについては、地域推進計画と同様に、温対法が定める7種類のガスのうち、平成28（2016）年度時点で区の温室効果ガス排出量の約90%を占める二酸化炭素（CO₂）を対象として削減目標を設定する。

温室効果ガスの種類（温対法第2条第3項）

ガス種類		主な排出源	
二酸化炭素（CO ₂ ）		石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼など	対象
メタン（CH ₄ ）		自動車の走行など	対象外
一酸化二窒素（N ₂ O）		自動車の走行など	
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	カーエアコンの使用・廃棄など	
	パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造過程など	
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	受変電設備の使用・点検など	
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造過程など	

7 二酸化炭素の排出係数

二酸化炭素排出量は、エネルギー消費量とそれぞれの燃料別に定められた二酸化炭素排出係数を乗じて算出するため、その変動により影響を受ける。

電気の二酸化炭素排出係数については、基準年度である平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度までは、ほぼ横ばいであったが、平成 27（2015）年度からは減少傾向にあり、平成 30（2018）年度は基準年度比で約 9.5%の低下となった。

電気及び燃料の使用に伴う二酸化炭素（CO₂）排出係数の推移

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
電気※		0.525	0.531	0.505	0.510	0.486	0.475	kg-CO ₂ /kWh
燃料	ガソリン	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	kg-CO ₂ /L
	灯油	2.49	2.49	2.49	2.49	2.49	2.49	kg-CO ₂ /L
	軽油	2.58	2.58	2.58	2.58	2.58	2.58	kg-CO ₂ /L
	A 重油	2.71	2.71	2.71	2.71	2.71	2.71	kg-CO ₂ /L
	液化石油 ガス(LPG)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	kg-CO ₂ /kg
	都市ガス	2.24	2.24	2.24	2.24	2.25	2.25	kg-CO ₂ /m ³

※電気の排出係数は東京電力の排出係数

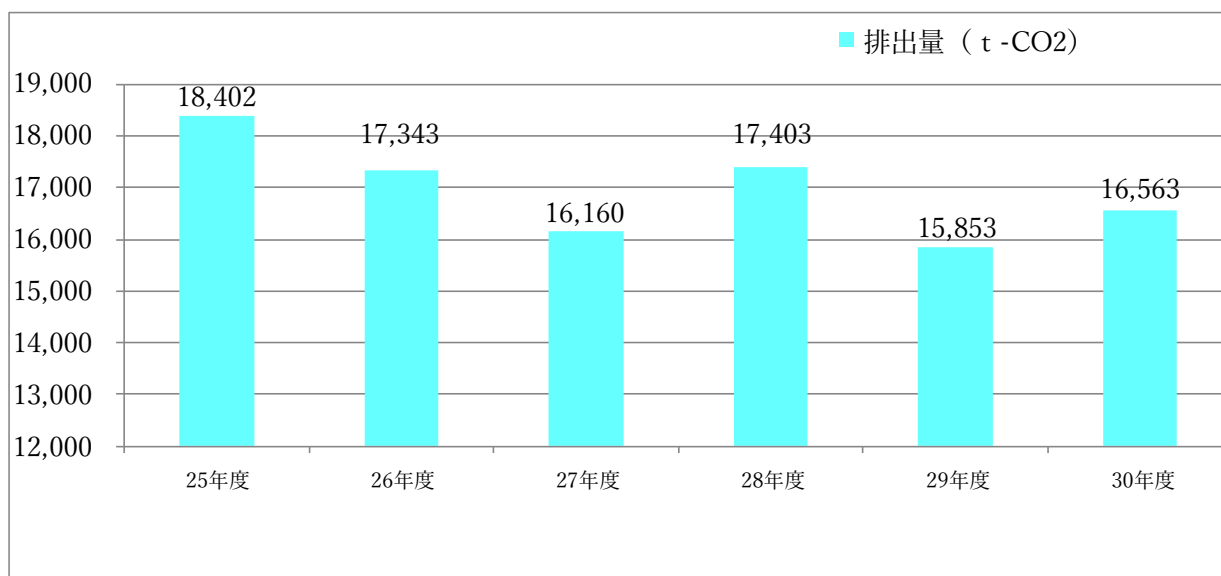
第2章 二酸化炭素の排出状況等

1 二酸化炭素排出量の推移

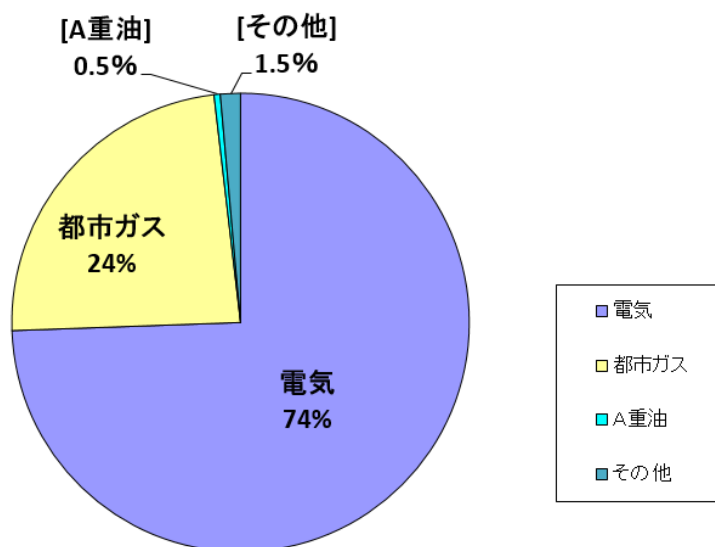
第2次実行計画〔計画期間：平成26（2014）～平成31（2019）年度〕に基づき、温室効果ガスの排出量削減のための取組を進めてきたところであるが、エネルギー管理の徹底や効率的な設備運転管理の実施、設備改修等により、平成30（2018）年度の区の事務事業に係る二酸化炭素排出量は、基準年度〔平成25（2013）年度〕に比べ約10%減少した。

特に、二酸化炭素の総排出量の約3/4を占める電気使用量については、新たな施設及び街路灯のLED化や、太陽光発電設備の導入、クールビズ・ウォームビズの励行による区庁舎等の適温設定、新電力の導入等が減少の要因となっている。

年度別二酸化炭素排出量



二酸化炭素排出量の使用形態別内訳（平成30年度）

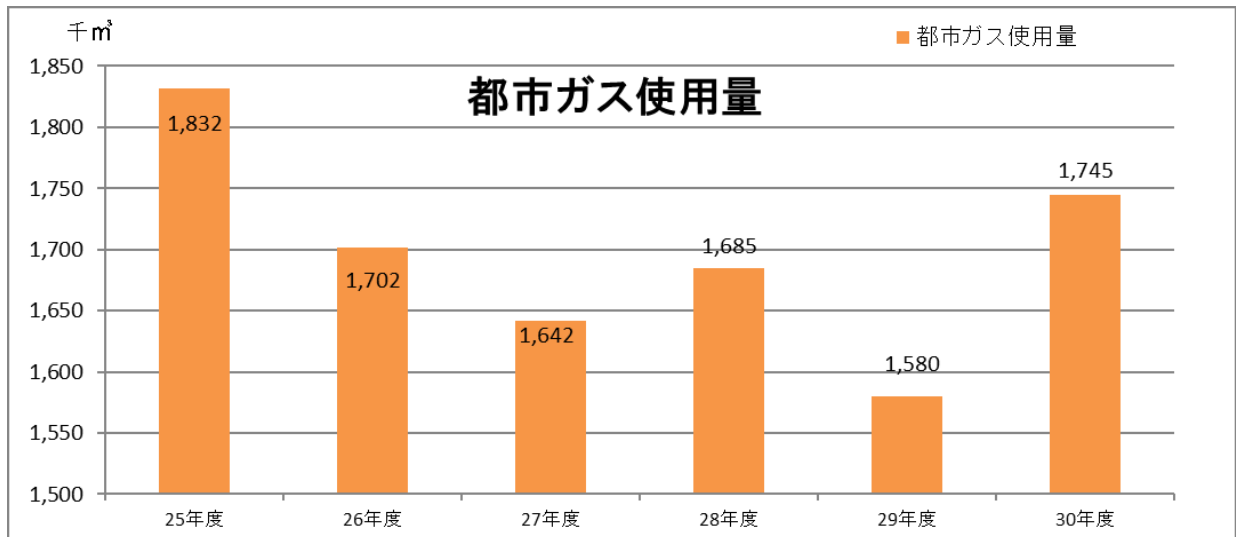
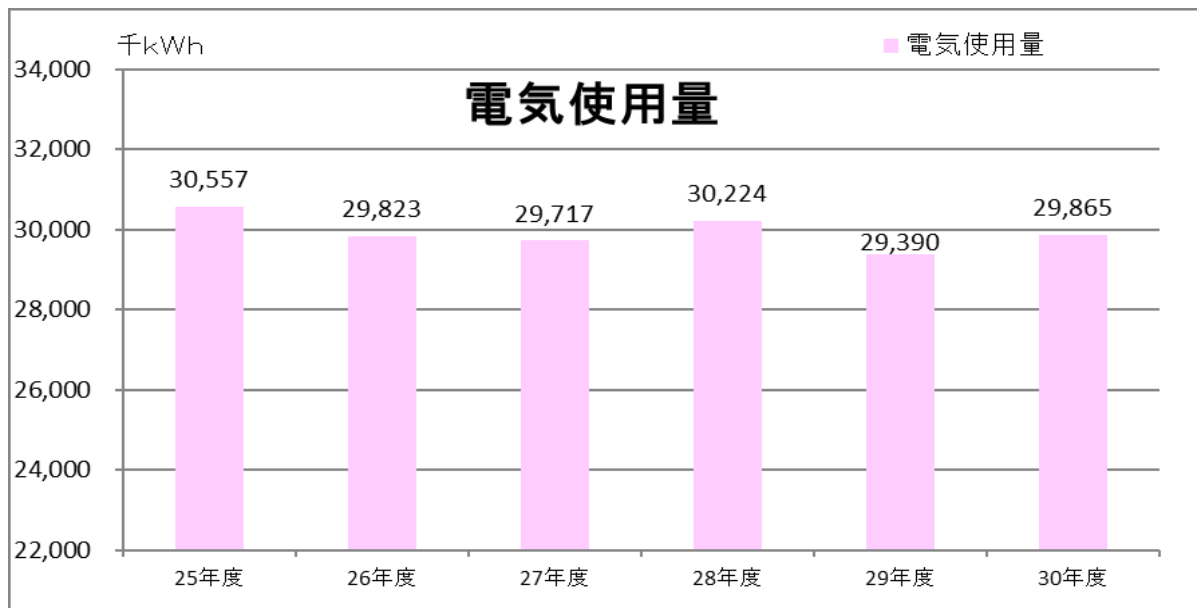


年度別及び使用形態別二酸化炭素排出量の内訳

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
電気	t-CO ₂	14,110	13,322	12,319	13,453	11,976	12,329
	指数	100	94	87	95	85	87
都市ガス	t-CO ₂	4,104	3,812	3,677	3,774	3,554	3,926
	指数	100	93	90	92	87	96
A重油	t-CO ₂	105	126	83	98	79	73
	指数	100	120	79	93	75	70
その他	t-CO ₂	83	83	81	78	244	235
	指数	100	100	98	94	294	283
合計	t-CO ₂	18,402	17,343	16,160	17,403	15,853	16,563
	指数	100	94	88	95	86	90

電気及び都市ガス年度別使用量

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
電気使用量	Kwh	30,557,219	29,822,900	29,716,642	30,223,838	29,389,785	29,864,946
都市ガス使用量	m ³	1,832,105	1,701,927	1,641,539	1,684,889	1,579,516	1,745,076



2 二酸化炭素排出抑制に間接的に資する取組状況

(1) 水道使用量の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
使用料 (m ³)	505,953	491,985	471,870	471,662	462,135	478,662
指数	100	97	93	93	91	95

(2) 一般廃棄物排出量の推移

ア シビックセンターの排出量

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
可燃物	排出量 (kg)	47,210	50,390	46,290	44,940	44,780	43,070
	指数	100	107	98	95	95	91
不燃物	排出量 (kg)	36,540	35,640	37,870	37,320	38,400	37,480
	指数	100	98	104	102	105	103

イ シビックセンター以外の区有施設の排出量

ごみシール による排出分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
排出量 (kl)	1,799	1,770	1,718	1,741	2,058	6,396※
指数	100	98	95	97	114	356

※平成30年度から保育園でおむつごみを処分している。

(3) 紙類使用量の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
単位 (千枚)	30,371	31,765	34,653	33,475	33,458	34,616
指数	100	105	114	110	110	114

第3章 目標

1 二酸化炭素排出量の削減目標

実行計画においては、地域推進計画の民生（業務）部門の目標 [令和 12（2030）年度までに、平成 25（2013）年度比で、延床面積 100 m²当たり（原単位）34%削減] との整合性を図り、平成 25（2013）年度を基準年度とし、令和 6（2024）年度の目標を設定する。

令和 6（2024）年度までに、平成 25（2013）年度比で、延床面積 100 m²当たり（原単位）15%削減する。

二酸化炭素の削減目標

	平成 25 年度 （基準）	平成 30 年度 （実績）	令和 6 年度 （目標）
原単位 （100 m ² 当たりの排出量 t-CO ₂ ）	4.69	4.17	3.99
指数	100	89	85
CO ₂ 排出量（t-CO ₂ ）	18,402	16,563	15,666
総延床面積（m ² ）	392,638	397,405	392,638*

※令和 6 年度目標排出量(t-CO₂)は、平成 25 年度の延床面積の値が変わらないものとして計算している。

2 二酸化炭素排出抑制に間接的に資する取組

(1) 水道使用量の削減

各施設が水道使用量の適切な管理と節水を行い、令和 6（2024）年度の水道使用量を、平成 25（2013）年度比で 10%削減することを目標とする。

水道使用量（m ³ ）	平成 25 年度 （基準）	平成 30 年度 （実績）	令和 6 年度 （目標）
	505,953	478,662	455,358
指数	100	95	90

(2) 一般廃棄物排出量の削減

シビックセンターから排出されるごみについては、「文京区一般廃棄物処理基本計画 [モノ・プラン文京]」の削減目標と整合性を図り、令和 2 (2020) 年度までに平成 21 (2009) 年度比で 20%以上削減することを継続目標とする。

なお、令和 2 年度以降の目標については、次期「モノ・プラン文京」の策定をもって決定する。

ア シビックセンターの排出量

		平成 21 年度 (基準)	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度 (目標)
可燃物	排出量 (kg)	48,460	43,070	38,768
	指数	100	89	80
不燃物	排出量 (kg)	30,040	37,480	24,032
	指数	100	125	80

イ シビックセンター以外の区有施設の排出量

ごみシールによる排出分	平成 21 年度 (基準)	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度 (目標)
排出量 (kl)	1,534	6,396	1,227
指数	100	417	80

(3) 紙類使用量の削減

地球温暖化対策管理システムにより、印刷物、教材（画用紙、模造紙等）以外のコピー用紙等の購入量を、紙類の使用量として把握している。

文書管理システムが導入された平成 25 (2013) 年度比で、令和 6 (2024) 年度の使用量を 20%削減することを目標とする。

	平成 25 年度 (基準)	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (目標)
単位 (千枚)	30,371	34,616	24,297
指数	100	114	80

第4章 環境負荷低減に向けての取組（職員の率先行動）

区は、「文京区環境基本計画」の基本目標の1つである“未来へつなぐ脱炭素のまち～CO₂削減で地球温暖化防止～”を実現するため、区内の各施設の省エネルギー対策や、地球温暖化防止の観点に立ち、自ら率先して地球温暖化対策の取組を行う。

取組を進めていく上で、まず基本となるのが「職員の率先行動」である。

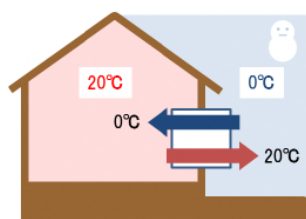
このため、職員は日頃より以下に掲げる内容に留意し、地球温暖化対策の推進に努めるものとする。

1 電気・ガスの使用量の削減について

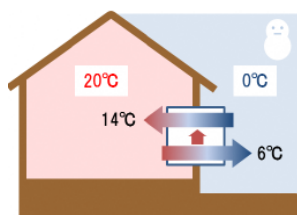
二酸化炭素排出量の使用形態別の約9割を占める電気及びガスの使用量の削減については、特に徹底した取組が必要となる。また、地球温暖化対策管理システムの活用により、各施設のエネルギー使用状況等を把握の上、より一層の省エネルギーに向けた取組を進めていく。

■具体的な取組

①	冷暖房は適切な室内温度（目安として冷房時28℃、暖房時20℃）の設定にする。
②	冷暖房使用時には、全熱交換器（ロスナイ等）による換気を行う。
③	空調を効率的に運転するため、ブラインドやカーテンを使い、外気取入れ量を適正管理する。
④	季節や天候に応じて、遮光、断熱、自然採光等を工夫・利用する。
⑤	昼休みは、一部窓口などを除き一斉消灯する。
⑥	OA機器等の電源は、長時間使用しないときや、退庁時に電源を切る。
⑦	地球温暖化対策管理システムにより、エネルギー使用量等を把握・分析し、使用実態を踏まえた適正な管理を行う。
⑧	OA機器及び電気製品の新規導入・更新にあたっては、文京区グリーン購入指針に基づき、省エネルギー性能の高い商品を選定する。



一般換気



全熱交換換気



冷暖房使用時には
全熱交換器を運転する

全熱交換器の活用

2 水の使用量の削減（節水）について

■具体的な取組

①	水道栓の閉め忘れがないか適宜チェックし、無駄をなくす。
②	植物への散水は、積極的に雨水を利用する。
③	地球温暖化対策管理システムにより、水の使用量を把握・分析し、使用実態を踏まえた適正な管理を行う。
④	洗濯機等の新規導入・更新にあたっては、文京区グリーン購入指針に基づき、省エネルギー性能の高い商品を選定する。

3 紙類の調達と使用量の削減について

（1）環境に配慮した紙類の調達

紙の購入に際しては、古紙パルプ配合率の高い製品を最優先で調達し、バージンパルプ※が使用されている場合は、森林認証材パルプ利用割合や間伐材等パルプ利用割合が高い製品を調達する。

※紙の原材料となる木を細かく砕き、熱や薬品を使って植物の繊維を取り出したもの。

（2）印刷物作成量の削減

行政資料については、「行政資料の作成及び取扱い指針」に基づき、電子媒体による情報の提供を推進することで、紙の使用量及び外部委託印刷物購入量を抑制する。

■具体的な取組

①	紙類を購入する際は、環境に配慮した製品を選定する。
②	両面印刷を原則とし、片面未使用の紙は裏面紙として再利用する。
③	会議等の資料を作成するときは、あらかじめ必要とする資料の種類及び部数を精査し、余分に作成しない。
④	職場における資料の周知は回覧を原則とし、コピーによる配布はしない。
⑤	職員に情報提供を行うときは、全庁掲示板や電子メールを活用する。
⑥	コピー機の使用前及び使用後は、リセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
⑦	電子決裁を原則とし、ペーパーレス化を徹底する。
⑧	電子資料については、データでの保存や縮小印刷をする。
⑨	刊行物の発行部数や回数は、必要最小限とする。
⑩	タブレット端末の導入やパソコンの活用など、会議のペーパーレス化につながる仕組みを検討する。
⑪	地球温暖化対策管理システムにより、紙の購入量を把握・分析し、使用実態を踏まえた適正な管理を行う。

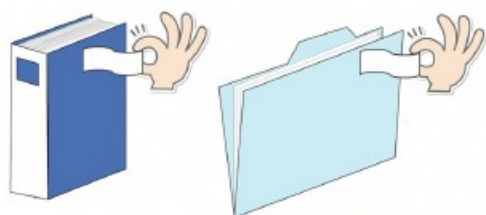
4 ごみの削減について

各職場において、ごみの分別を徹底するとともに、修繕や部品交換により長期使用を行う。また、使用可能な未利用品がある場合は、全庁共有フォルダ内の未利用品台帳に掲載し、物品の転活用を図る。

さらに、物品の廃棄等にあたっては、可能な限り再利用・再資源化に努めるとともに、廃棄物は可能な限りの減量化を図り、資源の循環利用に努める。

■具体的な取組

①	ごみの分別を徹底する。
②	事務用品を購入する際は、詰め替えができるものなど、リユースできる製品を選択する。
③	使い捨て商品の購入や使用を控える。
④	備品、機器類のほか、事務用品等についても安易に更新せず、修理・補修を行う。
⑤	未利用の備品がある場合は、未利用品台帳により全庁的に情報提供を行い、転活用を図る。
⑥	マイバッグ、マイカップ、マイボトル、マイ箸などを利用する。
⑦	会議等では、なるべくペットボトル飲料を使用しない。
⑧	食品ロスを減らすため、食べ残しをしない。
⑨	ファイリングボックスやフォルダ等は表題部を貼り替えるなど、再利用する。
⑩	使用済み封筒は、文書交換袋として再利用する。
⑪	物品を納入する事業者及び庁舎内に営業所を設置している事業者に対して、環境への配慮を要請する。
⑫	地球温暖化対策管理システムにより、ごみの排出量を把握・分析し、ごみの削減に努める。
⑬	その他、物品の購入に際しては「文京区グリーン購入指針」に基づき選定する。



↑ ファイルやフォルダーは
表題を変えて再利用



← 使用済封筒を庁内
連絡用として再利用

ごみの分別とリサイクル

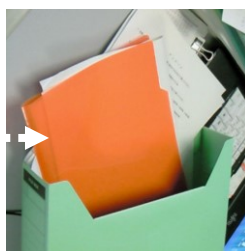
1. シビックセンター※におけるごみの分別

以下の表を参考に、ごみの分別を心掛けましょう。 ※文京区の家ごみとは分別方法が異なります。

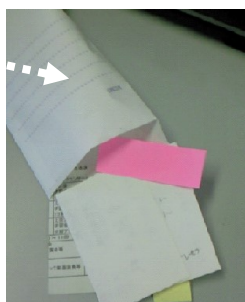
可燃ごみ	不燃ごみ	資源
汚れた紙 写真 レシート ビニールコーティングされた紙・ 紙箱 和紙 感熱紙 トレーシ ングペーパー 茶殻 金・銀紙 古すぎる紙 加工してある紙 カーボン紙 全面シールの紙 残飯 など	プラスチック 皮革製品 ゴム製品 ビニール製品 金属類 アルミホイル お弁当プラ容器 ガラス 製品 クリップ 可燃物 混合品 など	新聞 封筒 雑誌 段ボ ール OA 用紙 紙袋 紙箱 ふせん 包装紙 メモ用紙 パンフレット ち ぎった紙 アルミ缶 スチ ール缶 ペットボトル など

2. 手分別

可燃ごみ・不燃ごみ・資源をそれぞれ自分の机(手元)で分けてから、ごみ箱(フロアにあるカート)や 4 段リサイクルボックスへ入れましょう。



あとで分別しやすいように、クリアファイル等を利用して色上質紙や裏面使用可能紙、シュレッダーなどをあらかじめ分別しておく。



使い終わったふせんやメモ用紙、小さな紙などは、いらぬ封筒等に入れておいて、そのままリサイクルボックスに入れる。



中身を不燃ごみのカートに入れ、袋は再利用する。

汚れた紙、生ごみなど。可燃ごみカートへ入れる。

3. 4段リサイクルボックスの活用(基本的な利用方法)～資源となる紙ごみ～



4. 紙の行方

4段リサイクルボックスに入れられた紙類は専門業者へ売却されます。

通知文(白い紙)やふせんの付いた参考書(雑誌)、お菓子の紙箱(雑がみ)、新聞紙、シュレッダーごみも大切な資源です。これらの売却益は区の歳入となり、区の運営に役立てられます。

しかし、ひとたび禁忌物※が混入されてしまうと、せっかく分けて集めた紙類でも「ごみ」として処分されてしまうので、「シビックセンターにおけるごみの分別」をもう一度確認し、正しく分別しましょう。

※写真、感熱紙(レシート)、ビニールコーティングされた紙、トレーシングペーパー、カーボン紙、プラスチック用紙など

出典:「シビックセンターニュース 令和元年度第2号【ごみ処理編】」

5 燃料使用量の削減と次世代自動車導入の推進等について

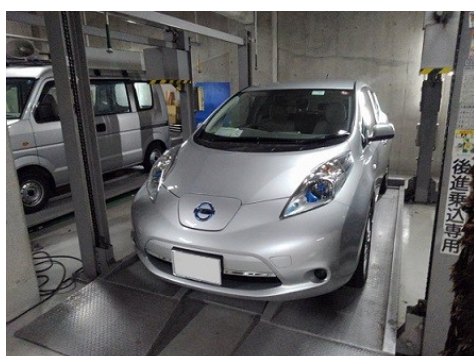
区では東京都が指定する低公害車・低燃費車の導入を検討し、車両買替え時に使用目的や耐用年数、走行距離等を勘案して、必要台数を精査しながら順次低公害車等への切替えを進めている。

区が使用する車両については、平成 30（2018）年度末時点で、電気自動車 5 台、ハイブリット車 23 台を導入している。

燃料の使用量の削減を心掛けるとともに、引き続き、大気汚染物質の排出が少ないクリーンエネルギー自動車（次世代自動車）への切替えを推進する。

■具体的な取組

①	自転車や公共交通機関の利用を優先し、自動車の使用を極力控える。
②	急発進・急加速の回避や、アイドリングストップの励行など、エコドライブを心掛ける。
③	効率的な運行計画を立て、走行距離を少なくする。
④	車両整備を適切に行う。
⑤	次世代自動車の導入を推進する。
⑥	地球温暖化対策管理システムにより、燃料の使用量を把握・分析し、使用実態を踏まえた適正な管理を行う。



6 建築・設備等について

建築物の建築及び管理等にあたっては、「建築物の建築及び管理等に関する指針」等により、中長期的見地に立って、耐震補強、計画修繕等により建物の長寿命化を図ることとする。

また、区有施設の新築、改築、改修の際には、太陽光・太陽熱などの自然エネルギーの利用を検討し、建築物等の設計・施工・管理・解体及び建築資材の廃棄にいたるライフサイクルを通じて、環境負荷をできるだけ小さくするとともに、環境に配慮した物品・資材等の活用を図っていく。

さらに、計画の段階からクリーンエネルギー等の活用を努め、断熱化・省エネルギー化を検討し、エネルギー消費をできる限り抑制するよう配慮する。

なお、施設の維持管理及び運営にあたっては、エネルギーの管理マニュアルとなる「エネルギー管理標準」を定め、これに基づき施設の省エネルギーに取り組んでいく。

■具体的な取組（環境に配慮した施設の設計、施工）

①	建築物の配置や形状を工夫して自然の通風や採光に努める。
②	建築物の断熱性能と気密性を向上させ、熱効率の良い空調設備の採用や、適切な空気調和計画を行い、冷暖房効果の向上に努める。
③	照明器具はLED等の高効率の器具を採用し、照明範囲の工夫等により、ライフサイクルコストが最小となるように設計をする。
④	太陽光発電、太陽熱温水器等の再生可能エネルギーの導入を検討し、省エネルギーの促進を図る。
⑤	その他の電化製品やガス機器等を導入する際は、効率がよく、省エネルギー性能の高い製品を導入する。
⑥	建築に用いる資材等は、室内外環境汚染を発生させないように、できる限り有害化学物質等が含まれないものを採用する。
⑦	リサイクル製品の骨材、アスファルト、プラスチック類、金属類、木材製品等をできる限り採用し、資源の節約に努める。
⑧	建築物を建築する敷地には、文京区みどりの保護条例に基づき樹木、草花などを配置する。樹種等の選定にあたっては、周辺の環境との調和を図るとともに、生態系に配慮する。また、屋上緑化、ベランダ・壁面緑化をできる限り採用する。
⑨	高耐久性構造・工法の採用や長期使用可能な資材を選択する。また、建築物の計画的な維持修繕等を行い、長期使用により資源の節約を推進する。
⑩	節水型設備の導入を図るとともに、その規模に応じた雨水利用施設、廃水の簡易浄化施設を設置し、雨水及び雑用水利用を推進する。また、地下水を涵養 ^{かんよう} するため、透水性舗装、透水ます、透水トレンチの採用を推進する。
⑪	節水コマの取付けや止水栓の調節を行い、節水に努める。

■具体的な取組（建築工事資材リサイクル、省資源）

①	建築物の解体及び廃棄にあたっては、コンクリート、ガラス、金属類、プラスチック類、木材等の分別を徹底し、建築資材を可能な限りリサイクルする。また、リサイクル不能な建築資材については、その減量化に努める。
---	--

■具体的な取組（有害物質等の回収及び適正処理）

①	空調等の冷媒用又は消火用に用いられているフロン及びハロンは、設備の改修、解体に際して回収し、適正に再利用または破壊処理をする。また、代替フロンであっても環境中に放出させることなく回収、破壊処理を行う。
②	アスベスト含有建材等に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令等を遵守し、環境汚染を発生させずに廃棄する。

7 シビックセンター及びその他の区有施設における地球温暖化対策について

シビックセンターは、エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 kℓ以上であることから、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。)により大規模事業所に指定されている。そのため、温室効果ガスの排出量を平成 14 (2002) ～16 (2004) 年度の平均に対し、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの第三計画期間では 27%、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの第四計画期間では 35% (予定) 削減することが義務化されている。

今後、削減義務を達成するため、エネルギー管理の徹底や効率的な設備運転管理の実施を行うとともに、省エネルギー機器や高効率機器への更新の検討を行うなど、より一層の環境負荷軽減を図っていく。

また、シビックセンター以外の区有施設においても、シビックセンターにおける削減対策を参考にして、温室効果ガスの削減に努める。

8 その他の取組について

(1) 電力供給契約 (新電力等)

平成 28 (2016) 年 4 月より開始した電力の小売全面自由化に基づき、新たな施設の電力供給契約を行う場合や、既存の施設の電力供給契約の変更の際には、費用面だけでなく、二酸化炭素排出係数の低いエネルギーを導入する。

また、可能な限り環境へ配慮した電気事業者との契約に努め、環境への配慮を図っていく。

(2) カーボン・オフセット導入の検討

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、区が友好都市提携を結ぶ自治体等による温室効果ガスの削減活動などに投資することにより、排出される温室効果ガスの埋め合わせを図る。

(3) その他地球温暖化防止に向けた取組

実行計画に挙げた取組の他、職員一人ひとりが地球温暖化問題への意識を持ち、環境に配慮した新たな取組について検討し、積極的に導入・推進していく。

■具体的な取組

①	エネルギーを調達する際、使用時の温室効果ガス排出量の少ないエネルギーを優先して選定する。
②	カーボン・オフセットの導入を検討する。
③	ノー残業デー、ノー残業推進期間を徹底する。
④	クールビズ・ウォームビズを推進する。
⑤	エレベーターの使用を控え、可能な範囲で階段を使用する (2 アップ 3 ダウン等)。
⑥	明日通信 (文京区地球温暖化対策ニュース) を発行し、職員の意識啓発を図る。
⑦	実行計画を着実に推進するため、情報提供や説明会を行う。

第5章 計画の推進体制及び点検・評価

1 推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、実行計画に掲げる取組を全職員が自らの事務事業を遂行する中で実践していく必要がある。また、区として総合的かつ計画的に事務事業に係る温室効果ガスの更なる削減を目指し、組織的な取組を進めていく必要がある。

このため平成22(2010)年4月に文京区地球温暖化対策推進本部(平成28年1月より「環境対策推進本部」に改組した。以下「推進本部」という。)推進本部の決定に基づき、各職場において文京区地球温暖化対策推進責任者、推進員(以下「推進責任者」、「推進員」という。)を中心に、地球温暖化防止対策の意識の高揚及び実践の徹底を図っているところであるが、引き続き、より一層の推進体制強化を図っていく。

(1) 推進本部

推進本部は、区長を本部長、副区長及び教育長を副本部長、各部長及び企画課長、財政課長、広報課長、総務課長、職員課長、環境政策課長、保全技術課長、教育総務課長を部員として構成する。

実行計画に関する推進本部の主な役割は次のとおりである。

- ① 報告書制度〔エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)、環境確保条例〕に関すること。
- ② 温室効果ガスの排出量等の定期的な調査に関すること。
- ③ 実行計画の進捗状況の評価、点検及び公表に関すること。
- ④ 職員への実行計画の推進に係る情報提供及び意識啓発に関すること。
- ⑤ 推進本部で必要があると認めた地球温暖化対策に関連する計画の変更に関すること。

(2) 部会

推進本部の下に地球温暖化対策部会(以下「部会」という。)を設ける。

部会は、資源環境部長を部会長、環境政策課長、保全技術課長及び教育総務課長を副部会長、関係課長を部会員として構成し、以下の役割を担うとともに、地域推進計画との連携も担う。

部会の主な役割は以下のとおりである。

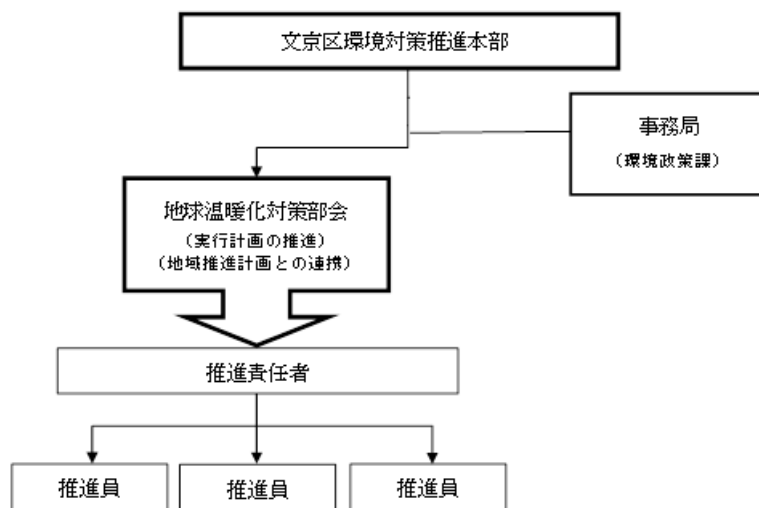
- ① 報告書制度(省エネ法、東京都環境確保条例)に関すること。
- ② 区有施設のエネルギー(電気・都市ガス・重油・ガソリン等)の使用に関すること。
- ③ 水道使用量、紙類の使用量の排出抑制に関すること。
- ④ 廃棄物の排出抑制並びに可燃、不燃及び資源ごみの分別徹底、3R(ごみの発生抑制、再使用、リサイクル)の推進に関すること。
- ⑤ 区職員の省エネルギー行動の取組実践に関すること。

(3) 推進責任者及び推進員の選任

各課長等を推進責任者とし、推進責任者はその補助者として推進員を置くことができる。

推進責任者の主な役割は次のとおりである。

- ① 実行計画の推進と所属の創意工夫を推進する。
- ② 温室効果ガス排出抑制のため、職場の統括を行う。



(4) 地球温暖化対策管理システムの活用

環境政策課では、地球温暖化対策管理システムにより、区長部局と教育部局（学校施設等）の各施設のエネルギー使用量、紙類購入量及び一般廃棄物の排出量等を管理している。

引き続き、地球温暖化対策管理システムの入力情報を基に、各施設のエネルギー使用状況等を把握し、省エネルギーの促進と温室効果ガスの排出抑制を図っていく。

(5) エネルギー管理標準の遵守

省エネ法により、区を含む事業者は、使用エネルギーの削減を確実なものとするために、設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「エネルギー管理標準」を作成することとされている。

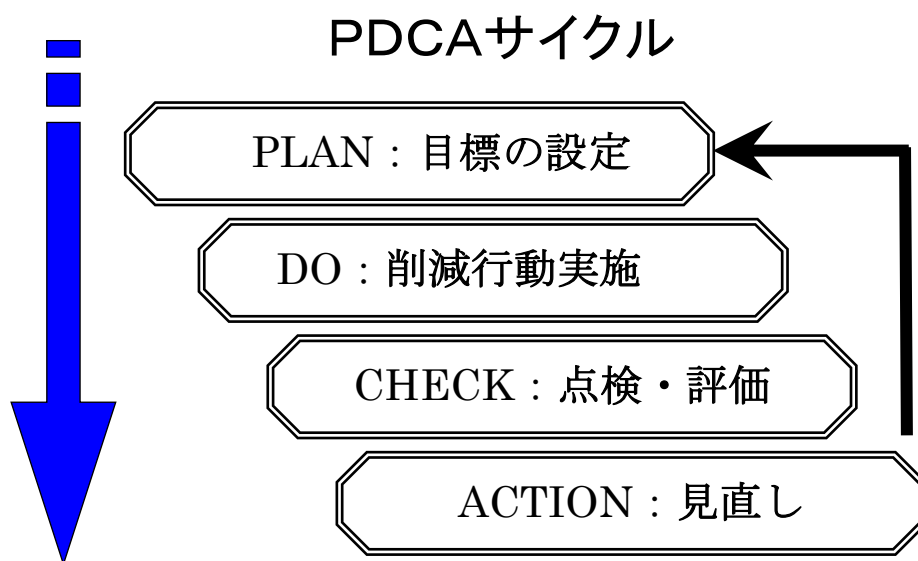
区は特定事業者として、施設ごとの管理標準を作成し、職員にその周知を図っていく。

2 点検・評価

推進員及びシステムの入力担当者は、毎月、エネルギー使用量の実績を基に、各施設の報告を点検するとともに、推進責任者及び各部長へ報告を行う。

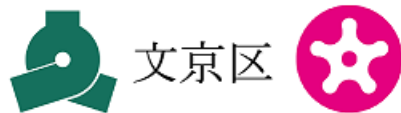
また、推進責任者及び各部長は、所管する施設等の状況について点検し、実行計画の目標を達成するために必要な措置を講ずるとともに、適宜、推進本部に報告を行う。

さらに、推進本部は、各部長からの報告に基づき、取組状況や目標の達成状況について総合的に点検・評価を行うとともに、その結果を職員に周知し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルに基づいて、より効果的な取組を図っていく。



3 公表

実行計画の実施状況（二酸化炭素総排出量等）については、毎年度、区報・区ホームページ等で公表する。



第3次 文京区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行日 令和2年3月

編集・発行 文京区環境対策推進本部

事務局 文京区資源環境部環境政策課

〒112-8555 文京区春日1-16-21

電話 5803-1259（直通）内線 3102~3